

病気で仕事を休んで給料が 支払われないとき ～傷病手当金制度～

病気やけがで長期間仕事を休むと、
給料が支払われなくなり
生活費に困ることがあります



しかし「**傷病手当金**」を
請求すれば、生活補償として
手当金が健康保険より
支給されます。

「傷病手当金」は加入している
各健康保険の窓口に申請書を
郵送することで請求できます。

協会けんぽの保険証をお持ちの方は
Webサイトから申請書をダウンロード
して印刷してください。

申請書に病院や勤務先の証明を受けた上で、
加入している協会の都道府県支部に郵送してください。
後日手当金が指定の口座に振り込まれます。



病気で仕事を休んで 給料が 支払われないとき



【対象者】

病気やけが（業務上の病気、けがを除く）で仕事を4日以上休み、かつその間の給与を受け取っていない被保険者

【手続き方法】

協会けんぽWebサイトから印刷した申請書に記入し郵送する

【支給金額】

- ・直近12か月の給与※を平均した額の2/3
- ・支給を受けることのできる期間は最長で1年6か月（※勤務先が社会保険に申請している給与総額。手取り金額とは一致しません。）

【振り込み先】

被保険者名義の口座

【注意事項】

- ①「病院」で申請書に「働けない状態であることの証明」を受ける必要があります
- ②「勤務先」で申請書に「休業し給与が支払われていないことの証明」を受ける必要があります